社会福祉法人光福祉会 女性活躍法における行動計画

女性がより仕事と家庭の両立が出来るよう、雇用環境の整備を行うために次のように行動 計画を策定する。

- 1,計画期間 2019年4月1日~2024年3月31日
- 2, 当法人の課題

課題1:結婚・出産・育児・介護・配偶者の転勤等を理由に退職した職員に対する再雇 用制度がなく、実際に再雇用した実績がない。

目標 1 結婚・出産・育児・介護・配偶者の転勤等を理由に退職した職員に対する 再雇用制度の導入・利用促進を行う。

〈対策〉

- ●2019年 4月~再雇用制度新設
- 2 0 1 9 年 5 月~再雇用制度利用促進·再雇用開始

課題2:離職率が高いので、離職率を下げる必要がある。

離職率 2018 年度(予定) 35.3%

離職率算出方法 対象年度総退職者数 ÷ 対象年度 4/1 現在の職員数 × 100

目標 2 2019年度離職率を最低 25%までに減少させる。以降、離職率維持を行う。

〈対策〉

●2019年 4月~離職理由から何か対策ができないか考え、研修等が必要であれば 行う。随時対策を施していく。

目標 3 年次有給休暇取得促進の為に、最低取得日数を設定し実行する。毎年半年に 1回は有給休暇取得状況の確認と取得推進を行う。

> 毎年度4月1日に以下の有給休暇付与日数を与えられた者は、以下の最低 有給休暇取得日数の取得推進を行う。(育児等で休業中の者は除く)

有給休暇付与日数 最低有給休暇取得日数 20日 → 10日 19日 → 9日 18日 → 8日 17日 → 7日 16日 → 6日

〈対策〉

- ●2019年 4月~年次有給休暇取得推進を職員に知らせる。
- ●2019年10月~毎年半年に1回は有給取得状況の確認と取得推進を行う。